

平成18年の労務に関する法改正について
ついて教えて下さい(その2)

●公益通報者保護法(平成18年4月1日施行)

*この法律の目的

この法律は公益通報をしたことを理由とする公益通報者の解雇等ならびに公益通報に関して、事業者および行政機関がとるべき措置を定めることで、公益通報者の保護等を図ることを目的としています。(第1条)

*公益通報とは?

事業者について法令違反行為が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、その事業所で働く労働者が不正の目的でなく、次のいずれかに通報することと言います。

①事業者内部

当該労務提供先

②行政機関

当該法令違反行為について処分又は勧告等を行う権限のある行政機関

③その他の事業者外部

被害の拡大防止等のために必要と認められる者

*通報の対象となる法令違反行為

個人の生命又は身体の保護、消費者の利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保その他の国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法律に対する法令違反行為が対象となります。(約400種類)

*公益通報者の保護

- ①公益通報をしたことを理由とする解雇の無効
- ②労働者派遣契約の解除の無効(派遣労働者の交代を求めるとしても禁止)
- ③その他、降格、減給、退職の強要などの不利益な取り扱いの禁止

*通報は実名が前提ですが...

匿名での通報については、通報者に連絡がつかないために十分な調査ができないと考えられています。一方、匿名の通報であっても法令遵守のために有益な通報が寄せられることも予想され、法令遵守の観点からは望ましいとも考えられています。

●助成金の改定情報(予定・留意点)

雇用確保措置の内容		①定年延長等及び定年廃止			②継続雇用制度		
雇用確保措置期間(歳)		3年 (62→65)	2年 (63→65)	1年 (64→65)	3年 (62→65)	2年 (63→65)	1年 (64→65)
企 業 規 模	1人~9人	60万円	40万円	20万円	45万円	30万円	15万円
	10~99人	120万円	80万円	40万円	90万円	60万円	30万円
	100~299人	180万円	120万円	60万円	120万円	80万円	40万円
	300~499人	270万円	180万円	90万円	180万円	120万円	60万円
	500人~	300万円	200万円	100万円	210万円	140万円	70万円

平成18年4月以降、継続雇用定着促進助成金の支給額が改定される予定です。従来は最高5年間において1年毎に分割支給されていましたが、改定後は1回限りの支給へと変更されました。支給額だけに着目すると改定前の方が有利ですが、分割支給の条件という不確定要素が絡んできますので、改定後の方が有利になることもあるでしょう。支給基準等の詳細が明らかになれば別途ご紹介する予定です。この助成金を受給する上での留意点として、再雇用制度導入の際は希望者全員を受け入れる制度にすることが必要になってきます。高年齢者雇用安定法では、そこまで求めていますので助成金を申請する際には、会社の方針等を慎重に検討することをお勧めします。

●労働保険年度更新の留意点

労働保険の保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間を単位として計算する仕組みになっています。年度当初に保険料を概算で申告・納付し、翌年度の当初に確定申告し保険料の精算を行います。この一連の事務作業を労働保険の年度更新といいます。今年の申告・納付期限は5月22日までとなっています。

今年の手続き上の留意点は、労災保険料率の変更が一部でありましたので、料率の適用には注意が必要です。また、一括有期事業については、労務費率の変更もありましたので併せて注意したいところです。

*確定申告・・・旧料率を使用する
*概算申告・・・新料率を使用する